

雇児福発第 0111001 号
平成 18 年 1 月 11 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」
の一部改正について（通知）等について

今般、平成 17 年 12 月 2 日政令第 357 号をもって、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の一部が改正され、配偶者からの暴力被害者（以下、「DV 被害者」という。）等についても同居親族がない場合において公営住宅に入居することができることとなったこと等に伴い、「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について（平成 17 年 12 月 26 日雇児発第 1226001 号、社援発第 1226001 号、国住総第 135 号（以下、「局長通知」という。））等が別添のとおり発出されたところである。

については、DV 被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、DV 被害者の公営住宅への入居の取扱い等に関し、下記の事項に留意され、遗漏なきよう対応していただくとともに、貴職より貴部（局）所管の関係機関等へ周知していただくようお願いする。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 単身入居の資格を有する者（公営住宅法施行令第 6 条第 1 項第 8 号）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

- ① 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
- ② 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

2 入居者資格を有する者であることの証明等

局長通知（資料 2）により、入居者資格を有する者であることの証明は、婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写しにより行うものとされた。

なお、婦人相談所長の証明については、「公営住宅法の一部を改正する法律の運用について」（昭和 55 年 10 月 31 日付住総発第 170 号）（資料 4）別記様式 1 の 3 を参考とすること。

3 関係機関との連携について

管内の婦人相談所等において、DV 被害者に対し、必要に応じ住宅確保についての情報提供を確実に行い、公営住宅の事業主体が、DV 被害者からの照会等 DV 被害者の居住の安定確保への要望に適切に対応できるよう、DV 被害者の自立支援に係る関係機関との間で一層緊密な連携を図ること。

4 その他

DV 被害者の公営住宅における優先入居及び目的外使用については、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号）によることとされているところであるが、今般、「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」（平成 17 年 12 月 26 日国住総第 137 号）において、その取扱いの一部が改正されたので、留意すること。

別添

- 資料 1 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（新旧対照条文）
- 資料 2 「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について
(平成 17 年 12 月 26 日雇児発第 1226001 号、社援発第 1226001 号、国住総第 135 号)
- 資料 3 公営住宅法の一部を改正する法律の施行について（改正後の通知文）
(昭和 55 年 8 月 1 日社生第 103 号、住総発第 105 号)
- 資料 4 公営住宅法の一部を改正する法律の運用について（改正後の通知文）
(昭和 55 年 10 月 31 日住総発第 170 号)
- 資料 5 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（改正後の通知文）
(平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号)

公営住宅法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改
正
後

現
行

（法第二十二条第一項に規定する特別の事由）

第五条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

四 （略）

（入居者資格）

第六条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けられることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定

（法第二十二条第一項に規定する特別の事由）

第五条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める特別の事由は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

四 （略）

（入居者資格）

第六条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けられることはできず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

五十歳以上の者

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記

める程度であるもの

四一七 (略)

- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
- ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

2・3 (略)

- 4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合
- イ 障害者基本法第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

- ロ 戰傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

- ハ 第一项第四号、第六号又は第七号に該当する者
- 二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが五十歳以上又は十八歳未満の者である場合
- 三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

四一七 (略)

- 4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。
- 一 入居者又は同居者に障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度のものがある場合

- 二 入居者が五十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが五十歳以上又は十八歳未満の者である場合
- 三 入居者又は同居者に第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に該当する者がある場合

5 (略)

(法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

(法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

第八条 (略)

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

年 度	入居者の収入			
	二十万円 を超える場合	二十三万 円以下の場合	二十六万 円以下の場合	三十二万 円以下の場合
初年度 (法第二十八条) 第二項の規定により当該公営住宅の家賃が定められることとなつた年 度をいう。以下この表において同じ。)	五分の一 の場合	六万八千 円以下の 場合	二万二千 円以下の 場合	二千円を 超える場 合
初年度から起算して三 年	五分の三 四分の二 三分の一 二分の一 一分の一	五分の二 四分の一 三分の一 二分の一 一分の一	五分の二 四分の一 三分の一 二分の一 一分の一	五分の二 四分の一 三分の一 二分の一 一分の一
初年度から起算して四 年	五分の四 四分の三 三分の二 二分の一 一分の一	五分の三 四分の二 三分の一 二分の一 一分の一	五分の二 四分の一 三分の一 二分の一 一分の一	五分の二 四分の一 三分の一 二分の一 一分の一

第八条 (略)

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に次の表の上欄各項に定める入居者の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

入居者の収入	率	
	二十分円を 超え二十三万八千円 以下の場合	七分の一
二十三万八千円を超えて二十六万 円以下の場合	二十六万八千円を超えて三十二万 円以下の場合	四分の一
二千円以下の場合	三千円を超えて二千円を 超える場合	二分の一
三千円を超えて二千円を 超える場合	三十二万二千円を超える場合	一分の一

雇児発第 1226001 号
社援発第 1226001 号
国住総第 135 号
平成 17 年 12 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

国土交通省住宅局長

「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について

老人、身体障害者等の公営住宅への単身入居については、従来から「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 55 年 8 月 1 日付社生第 103 号・住総発第 105 号）により配慮をお願いしているところであるが、平成 17 年 12 月 2 日政令第 357 号をもって、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の一部が改正され、精神障害者、知的障害者及びDV被害者についても同居親族がない場合において公営住宅に入居することができることとなったこと等に伴い、昭和 55 年 8 月 1 日付社生第 103 号・住総発第 105 号の記の一部を下記のとおり改正したので、これに留意の上、改正政令の適正かつ円滑な施行に特段の配慮をお願いする。

また、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

第1の1本文中「、「単身入居有資格者」」を「「単身入居有資格者」」に改める。

第1の1（1）中「50歳以上の者」を「60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者」に改め、（2）を次のように改める。

（2）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの

①身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

②精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで

③知的障害者 ②の精神障害の程度に相当する程度

第1の1（3）中「第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の」を「第2条第1項に規定する戦傷病者でその」に改め、第1の1に次を加える。

（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第1の2（1）の表（2）の項中「（2）の者」を「身体障害者にあっては（2）の者」に改め、「あることの」の下に「市町村の」を加え、「又は福祉事務所を設置しない町村の長」を「（福祉事務所を設置しない町村にあっては当該町村の長）」に改め、「証明」の下に「、精神障害者及び知的障害者にあっては（2）の者であることの都道府県福祉主管（部）課長の証明」を加え、同表（5）の項中「あることの」の下に「都道府県又は市町村の」を加え、同表に次を加える。

（8）	（8）の者であることの婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
-----	--------------------------------------

第1の2（2）中「居宅」を「、居宅」に改める。

第1の2中（5）を（6）とし、（4）の次に次を加える。

（5）精神障害者及び知的障害者である入居申込者が令第6条第1項ただし書に

該当するかどうかの判断に当たって、事業主体は、市町村等の福祉主管部局に対し常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の当該障害者に係る地域の居住支援体制の状況を確認するものとする。また、確認を求められた市町村等の福祉主管部局は、速やかに事業主体に回答するよう努めるものとする。

第1の5中「老人」を「、老人」に改め、次を加える。

特に、地域の居住支援体制の整備による支援が必要な者の場合にあっては、事業主体及び市町村等の福祉主管部局等が特に緊密な連携を行い、それぞれの役割を的確に果たすものとする。

第2の2中「公営住宅整備基準」を「公営住宅等整備基準」に改める。

第3を削る。

改正後の通知文

公営住宅法の一部を改正する法律の施行について

(昭和 55 年 8 月 1 日付社生第 103 号・住総発第 105 号
住宅局長・厚生省関係局長から都道府県知事あて)

最終改正 平成 17 年 12 月 26 日

記

第 1 単身入居(公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 6 条 関係)

1 単身入居の資格を有する者

現に同居し、又は同居しようとしている親族がない場合においても公営住宅に入居
することができることとされる者(以下「単身入居有資格者」という。)は、次の各号
のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために
常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受ける
ことが困難であると認められる者は除かれる。

- (1) 60 歳以上の者又は昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者
- (2) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者でその障害の
程度が次に掲げる程度であるもの
 - ①身体障害者 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5
号の 1 級から 4 級まで
 - ②精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政
令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで
 - ③知的障害者 ②の精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病
者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表の 2 の特別項
症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条
第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないも
の
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年
法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31
号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者で次
のいずれかに該当するもの
 - ① 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴

暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 証明等

1の入居者資格を有する者であることの証明等は、次により行うものとする。

(1) 1の各号のいずれかに該当することの証明は、次の表の左欄各項に掲げる1の各号の区分に応じ右欄各項に定める証明書等によるものとする。

1の各号の区分	証明書等
(1)	(1)の者であることの市町村長の証明
(2)	身体障害者にあっては(2)の者であることの市町村の福祉事務所長(福祉事務所を設置しない町村にあっては当該町村の長)の証明、精神障害者及び知的障害者にあっては(2)の者であることの都道府県福祉主管(部)課長の証明
(3)	(3)の者であることの都道府県援護事務主管(部)課長の証明
(4)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)第30条に規定する医療特別手当証書の写し又は同規則第45条に規定する特別手当証書の写し
(5)	(5)の者であることの都道府県又は市町村の福祉事務所長の証明
(6)	(6)の者であることの都道府県援護事務主管(部)課長の証明
(7)	(7)の者であることのハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長(廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた者にあっては厚生労働省健康局疾病対策課長)の証明
(8)	(8)の者であることの婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し

(2) 入居申込者が令第6条第1項ただし書に規定する「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」に該当するかどうかについての事業主体の判断は、市町村等の福祉主管部局等と緊密な連携を保ちつつ、次の方法により行うものとする。

(3) 事業主体は、入居申込者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかの判断を行う場合において必要があると認めるときは、令第6条第2項の規定に基づき、当該職員をして、入居申込者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができるものである。

また、事業主体は、入居申込者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかの判断を行う場合において必要があると認めるときは、令第6条第3項の規定に基づき、市町村に意見を求めるものである。

なお、事業主体が意見を求める市町村としては、入居申込者が現在居住している市町村、入居申込みをした公営住宅の存する市町村等が考えられ、市町村の担当部局としては、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく認定に係る入居申込者については市町村の介護保険主管部局、その他の入居申込者については市町村の福祉事務所(福祉事務所を設置していない町村にあっては町村の福祉主管部局)が考えられるものである。

- (4) 令第6条第3項の規定に基づき、事業主体から意見を求められた市町村は、入居申込者の身体上又は精神上の障害の程度だけではなく、当該市町村における介護体制の整備の状況、当該入居申込者が受けることができる介護の内容等を総合的に勘案して、入居申込者が令第6条第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかについての意見を理由を付して速やかに事業主体に回答するよう努めるものとする。
- (5) 精神障害者及び知的障害者である入居申込者が令第6条第1項ただし書に該当するかどうかの判断に当たって、事業主体は、市町村等の福祉主管部局に対し常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の当該障害者に係る地域の居住支援体制の状況を確認するものとする。また、確認を求められた市町村等の福祉主管部局は、速やかに事業主体に回答するよう努めるものとする。
- (6) 事業主体は、同居親族がありながらこれと別居して単身で公営住宅に入居しようとする者については、別居の必要性の有無等を認定するものとする。

3 対象住宅の規模等

単身者の入居を認める公営住宅は、当該事業主体における公営住宅のストックの状況、地域の住宅事情及び単身者の事情等を勘案して適切と認められる規模等の住宅とすることができるよう、入居の資格に関する条例の規定において措置することが望ましいものである。

4 住宅の供給等

- (1) 3に定める規模等の住宅への入居者の募集に当たっては、原則として一般の住宅の募集方法と同様に取り扱うものとするが、当該事業主体における公営住宅のストックの状況、入居を希望する単身者の実情及び一般世帯の入居申込状況等に応じ、単身者向け公営住宅の戸数枠を設けて募集するなど、第2の1に述べる優先的取扱いを活用し、単身入居有資格者に対して公営住宅の供給が適切になされるよう配慮するものとする。
- (2) 単身者の入居を認める公営住宅の選定に際しては、良好なコミュニティーの構成と単身入居者の社会的孤立を防止するという観点からできる限り特定の団地や棟に偏ることのないよう配慮するものとする。
- (3) 身体障害者等である単身者が入居することとなる住宅で特別な設備等が必要なものについては、適切な改善を行うよう努めるものとする。

5 市町村等との相互連携

事業主体は、市町村等の福祉主管部局等との緊密な連携を保ち、老人、身体障害者等である単身者の居住の安定を図るように公営住宅の管理運営を行うものとする。市町村等は、本制度の円滑な実施を図るために、介護保険法、老人福祉法(昭和38年法律

第 133 号)、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)等に基づき、常時の介護を必要とする者が居宅において日常生活を営むことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、単身入居者の心身の状況の変化により日常生活を営むのに支障が生じた場合には、入居者の意向をふまえつつ、入居者の心身の状況に応じた居宅における介護の実施・福祉施設への入所等の適切な対応に努めるものとする。特に、地域の居住支援体制の整備による支援が必要な者の場合にあっては、事業主体及び市町村等の福祉主管部局等が特に緊密な連携を行い、それぞれの役割を的確に果たすものとする。

第 2 公営住宅の規模等に応じた入居者の選考(令第 7 条関係)

入居者の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮して行うものとされたが、その運用に当たっては、特に次の点に留意されたい。

1 小規模住宅への入居者の選考

事業主体における公営住宅のストックの状況、公営住宅への入居申込状況等を勘案して適當と認められる場合には、第 1 の 3 に定める規模等の住宅への入居者の選考に際しては、当該公営住宅が単身者又はその世帯構成が同居者一名であるものにとって適切な規模等の公営住宅に該当するものとして、これらの者に対し優先的に取り扱うことができるものとする。

なお、入居者の募集及び選考の方法については、特定目的公営住宅の供給について(昭和 63 年 12 月 1 日付け建設省住総発第 124 号)記 2 の(3)に準じて取り扱われたい。

2 大規模住宅への入居者の選考

公営住宅等整備基準(平成 10 年建設省令第 8 号)第 9 条第 2 項に規定する規格の公営住宅への入居者の選考に際しては、原則として同項に規定する者に限って入居を認めるものとする。

改正後の通知文

公営住宅法の一部を改正する法律の運用について

(昭和 55 年 10 月 31 日付住総発第 170 号
住宅総務課長から主管部長あて)

最終改正 平成 17 年 12 月 26 日

記

第 1 入居者資格の認定に係る手続等

単身入居の申込者が、公営住宅施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 6 条第 1 項に規定する要件に該当するかどうかについての事業主体の判断は、次により行うものとする。

なお、当該事業主体の判断に当たっては、市町村等の福祉主管部局等と緊密な連携を保ち適切に行うよう配慮するとともに、入居者資格の審査に関して知り得た入居申込者の実情等プライバシーの保護に配慮するものとする。

1 単身入居の申込者の提出書類

単身入居の申込者について、申込書に添えて、「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」(昭和 55 年 8 月 1 日付社生第 103 号、建設省住総発第 105 号。以下「局長通知」という。)第 1 の 2 (1) に掲げる市町村等の福祉主管部局等による令第 6 条第 1 項各号に該当することの証明書及び単身入居の入居者資格認定のための申立書を提出させるものとする。証明書の様式は、別記様式 1、別記様式 1 の 2 及び別記様式 1 の 3 を、申立書の様式は別記様式 2 を参考とするものとする。

2 令第 6 条第 1 項各号に該当するかどうかの判断

(1) 事業主体は、上記 1 の証明書に基づき、申込者が令第 6 条第 1 項各号に該当するかどうかを判断する。ただし、申込者の負担を軽減する観点から、別記様式 1 等に代えて、①次表の確認方法によること又は②該当条項欄を設けて申込者に記載させた申込書を関係部局に回付して証明を受ける方法によることも可能である。

区分	確 認 方 法
令第 6 条第 1 項第 1 号	住民票又はその写しの提出
〃 第 2 号	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の提示又はその写しの提出
〃 第 3 号	戦傷病者手帳の提示又はその写しの提出
〃 第 4 号	医療特別手当証書又は特別手当証書の提示又はその写しの提出
〃 第 5 号	直近の保護決定通知書の提示又はその写しの提出
〃 第 6 号	永住帰国者証明書の提示又はその写しの提出
〃 第 8 号	裁判所の保護命令決定書の提示又はその写しの提出

(2) 第 6 号の引揚者について

「海外からの引揚者」とは、終戦に伴って発生した事態に基づき、海外から本邦に永住を目的として帰国する者で次のイ又はロに該当するものとして厚生労働省社会・援護局長が証明したものという。

イ 未帰還者留守家族等援護法（昭和 28 年法律第 161 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する地域（ソビエト社会主义共和国連邦、樺太、千島、北緯 38 度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域をいう。）において、終戦時の混乱等諸般の事情から残留を余儀なくされていた者で、永住帰國者であると証明されたもの

ロ 軍人軍属で特別の事情のもとにイ以外の地域の外地に残留を余儀なくされていた未復員者で本邦に帰還するもの

(3) 世帯分離による単身入居について

同居親族がありながら、これと別居して公営住宅に入居しようとする者の別居の必要性の有無は、その者が令第 7 条の各号の一に該当する事情にあり、親族と別居することが止むを得ないと判断されるか否かを基準として行うものとする。

3 令第 6 条第 1 項ただし書に規定する者に該当するかどうかの判断

入居申込者が令第 6 条第 1 項ただし書に規定する者に該当するかどうかの事業主体の判断は、上記 1 の申立書に基づき、局長通知第 1 の 2(2)により行うものであるが、当該判断は次の事項に留意し、入居申込者の心身の状況、日常生活上の基本的な動作における常時の介護の必要性、受けることができる介護の内容等を総合的に勘案して行うものとする。なお、精神障害者及び知的障害者については、常時の介護を必要としない場合であっても常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の当該障害者に係る居住支援が必要となることから、事業主体は、市町村等の福祉主管部局に対し、当該居住支援体制の状況を確認の上行うものとする。

(1) 令第 6 条第 1 項ただし書の内容

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする老人、身体障害者等のうち、単身入居の入居者資格が認められない者の要件を「居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」としたものである。常時の介護を必要とする者とは、身体上又は精神上の著しい障害のため常時臥床しており、かつ、その状態が継続すると認められる者、あるいは、身体上又は精神上の著しい障害のため常時臥床していないが、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の大半を介護によらなければならない状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者をいう。

(2) 令第 6 条第 1 項ただし書に規定する者に該当するかどうかの判断の手続

単身入居の入居申込者が令第 6 条第 1 項ただし書に規定する者に該当するかどうかについて事業主体が判断を行う場合は、次の手続きによるものとするほか、必要に応じて適切と認める方法により行うものとする。

① 入居申込者から提出を受ける書類

事業主体は、入居申込者が令第 6 条第 1 項ただし書に規定する者に該当するかどうかについての判断を行うに当たって入居申込者の心身の状況等について専門的な所見が必要であると認める場合は、入居申込者に、上記 1 の申立書に

加えて医師の診断書等の提出を求めることが考えられるものである。

② 入居申込者の面接

事業主体は、令第6条第2項の規定に基づき、必要があると認めるときは、当該職員をして、入居申込者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他の必要な事項について調査させができるものである。

③ 市町村への意見照会

事業主体は、令第6条第3項の規定に基づき、必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができるものであり、意見書の様式は別記様式3を参考とするものとする。

なお、事業主体は、市町村への意見照会をすることがあることについて入居申込者に事前の周知を図る等の配慮をするものとする。

第2 管理運営

単身入居制度の円滑な実施を図るための措置は、局長通知第1の5によるもののほか次の事項に配慮して管理運営を行うものとする。

1 入居者及び団地入居者への啓発

単身入居者の実情に応じて、電気、ガス、給排水等住宅設備の取扱等安全管理の徹底を図るとともに、緊急時等における近隣住宅の入居者、知人、事業主体等に対する連絡方法等の確認等、入居者管理に配慮するとともに、当該団地住民に対する啓発を図るものとする。ただし、連絡方法の確認や住民に対する啓発等の実施の判断は、単身入居者の意向及び居住支援の観点からの必要性を総合的に勘案して行うものとする。

2 市町村等との連携の強化

事業主体は、市町村等の福祉主管部局等との連携を強化し、老人、身体障害者等の単身入居の入居者資格の認定の適正な運用に努めるとともに、単身入居者の心身の状況の変化により日常生活を営むのに支障が生じた場合には、入居者の意向等をふまえつつ入居者の心身の状況に応じた居宅における介護の実施・福祉施設への入所等の適切な対応がなされるよう市町村等の福祉主管部局等と緊密な情報交換を行うよう努めるものとする。

特に、地域の居住支援体制が必要な者の場合にあっては、事業主体は、市町村等の福祉主管部局等と特に緊密な連携を行うものとする。

第3 住宅の選定等

単身入居の実施に当たっては、当該事業主体における小規模住宅の管理戸数及びその空家発生状況等公営住宅のストックの状況、単身者及び他の世帯の入居申込状況等を考慮し、世帯構成及び住宅困窮度に応じた適切な住宅の供給がなされるよう配慮するとともに、住宅の選定に当たっては、当該事業主体における建替事業、住戸改善事業等既存住宅の活用計画との関連に留意して行うものとする。

(別記様式1)

証 明 書

都道府県

市町村

課長 殿

住 所			
氏 名		年 齡	

上記の者は、公営住宅法施行令第6条第1項第 号に該当する者であることを証明します。

平成 年 月 日

福祉事務所長 印

町 村 長

都道 課長 印
府県

注) 精神障害者又は知的障害者に係る証明を行う場合には、都道府県福祉主管(部)課長は、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は知的障害者更生相談所に確認の上行うこと。

(別記様式 1 の 2)

証 明 書

都道府県 殿
市町村

住 所			
氏 名		年 齡	

上記の者は、次のとおりハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定する国立ハンセン病療養所等に入所していたことを証明します。

入所していた国立ハンセン病療養所等の名称			
入 所 期 間	年 月 日	から	年 月 日

(備考) 「入所期間」は、平成 8 年 3 月 31 日までの間のもの

平成 年 月 日

国立ハンセン病療養所等の長 印
(厚生労働省健康局疾病対策課長)

(別記様式1の3)

証明書

都道府県

市町村

課長殿

氏名		生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日
----	--	------------------------

上記の者について、

□配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項第3号の規定により

(平成 年 月 日～平成 年 月 日の間一時保護していた)
(平成 年 月 日から一時保護している)

□配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第5条の規定により、婦人保護施設に

(平成 年 月 日～平成 年 月 日の間保護していた)
(平成 年 月 日から保護している)

ことを証明します。

平成 年 月 日

都道

府県

婦人相談所長

印

(別記様式2)

単身入居の入居者資格認定のための申立書			
氏名	生年月日	暦・延・暦	年 月 日生(歳)
現住所	男・女		
《該当するものにマル印を付け、或いは記入欄に記入して下さい。》			
1. あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護(介助・援助)を必要としますか。			
①必要とする ②必要としない			
※下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答え下さい。			
◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、次の事項についてお答えいただく必要はありません。			
2. 現在のあなたのすまい等の状況についておたずねします。			
(1) あなたの現在のすまい等は ①住宅 ②施設・病院等 ③その他(具体的に)			
(2) 住宅におすまいの方におたずねします。 ・あなたの住んでいる居室の階層は ①1階 ②2階(エレベーターの有無:有・無) ③3階以上(エレベーターの有無:有・無)			
・同居している方は ①いる ②いない			
(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。 ・施設・病院等の名称は() ・施設・病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設 ③病院・診療所 ④その他() ・現在の施設・病院等から公営住宅への移転を希望する理由をご記入下さい。			
3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。			
(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない 市町村の認定を受けている場合はその内容(要支援、[要介護1、2、3、4、5])			
(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。 ①使用している 福祉用具の種別() ②使用していない			

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。表中の該当する欄にマル印を記入して下さい。
 また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入して下さい。

項目	① 現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、公営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
	不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による 居宅介護 サービス	介護保険以外に による介助・援助	介護保険 による 居宅介護 サービス	介護保険以外による 介助・援助	介護保険による 居宅介護サービス	介護保険以外による 介助・援助
基本的な動作	居宅における移動								
	食事								
	お風呂								
	トイレ								
	着替え								
	炊事・洗濯・掃除など、ふだんの家事								
その他	相談								
	見守り								

○ 現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。

[]

○ 現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入下さい。

[]

○ 入居申込みをした公営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。

[]

以上の申立てのとおり相違ありません。

また、公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、市町村（福祉主管部局等）に意見を求める必要がある場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することに同意します。

平成 年 月 日

都道府県 殿

市町村 殿 氏名

印

※ 公営住宅の事業主体が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、必要があると認めるときは、市町村（福祉主管部局等）に意見を求めることがあります。その場合において、公営住宅の事業主体が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村（福祉主管部局等）に情報提供することがあります。

(別記様式3)

意見書

都道府県
市町村 殿

住所		
氏名	年齢	

1. 上記の者は、(1) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とすると認められる
(2) 常時の介護を必要としないと認められる。
(3) (1)、(2)いずれとも判断困難である。
もし、部分的にでも判断可能な事項があればそれを記入して下さい。

(理由)

2. また、上記の者は、

- (1) 居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができる（精神障害者又は知的障害者にあっては、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な居住支援措置を受けることが可能）と認められる。

【本市町村又は本市町村が存する都道府県における居住支援措置の内容】

- (2) 居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難である（精神障害者又は知的障害者にあっては、必要な居住支援措置を受けることができない。）と認められる。
(3) (1)、(2)いずれとも判断困難である。

もし、部分的にでも判断可能な事項があればそれを記入して下さい。

(理由)

平成 年 月 日
市町村長 印

改正後の通知文

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について

(平成 16 年 3 月 31 日国住総第 191 号
住宅局長から都道府県知事あて)

最終改正 平成 17 年 12 月 26 日

記

第一 公営住宅への入居の取扱いについて

- 一 DV 被害者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。
- 二 優先入居を認められる DV 被害者は、以下のいずれかに該当する者であること。
 - ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)
(以下「配偶者暴力防止等法」という。) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
 - ② 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの
- 三 事業主体は、上記二の DV 被害者に係る公営住宅の入居者資格のうち収入の額の認定に当たっては、当該 DV 被害者の今後の婚姻関係の継続の見通し等について十分考慮し、離婚の届出をしていないが、当該 DV 被害者に離婚の意思があることを確認したときには、当該婚姻関係が解消されたものとみなして取り扱っても差し支えないこと。
- 四 事業主体においては、DV 被害者の置かれている状況にかんがみ、公営住宅への入居が決定された DV 被害者については、保証人の連署を必要としないことも含めて可能な限り弾力的に運用するよう配慮するものとすること。

第二 公営住宅の目的外使用について

- 一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)(以下「補助金適正化法」という。) 第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、DV 被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること。

この場合においては、事業主体は DV 被害者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、可能な範囲で適切な配慮をするものとすること。

二 目的外使用によって入居を認められるDV被害者は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第23条第3号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、同条第2号に規定する収入要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。

三 目的外使用に係る期間については、原則として1年を超えない期間とすること。

また、当該DV被害者の住宅に困窮する実情や収入、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するとともに、前記二の収入要件を満たす者については、当該DV被害者の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮するものとすること。

四 目的外使用させる場合の使用料については、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、上記二のDV被害者の実情に応じて適切に設定すること。

五 目的外使用に当たっては、事業主体が「DV被害者のための公営住宅目的外使用計画」を、別記様式1により地方整備局長等（補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を得た場合には、補助金適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱うこととすること。

なお、当該事業主体は、当該公営住宅を上記二のDV被害者に目的外使用させたときから1ヶ月以内に、別記様式2により地方整備局長等に報告すること。

第三 事業主体間における連携について

一 DV被害者については、二次的被害の防止等の観点から、DV被害者の従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が必要となる場合が想定されるため、そのような取扱いが円滑に行われるよう、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努められたい。

二 前記一の観点から、都道府県におかれては、当該都道府県下の市町村及び他の都道府県と緊密な連携をとりつつ、DV被害者からの照会等DV被害者の居住の安定確保への要望に適切に対応されたい。

第四 関係機関との連携について

一 上記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、当該地方公共団体の福祉部局、配偶者暴力防止等法第9条に規定する配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との緊密な連携を図り、DV被害者の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。

二 特に被害直後等のDV被害者への公営住宅に係る情報提供については、前記一の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応されたい。

別記様式1

番号
年月

○○地方整備局長 殿

事業主体の長 氏名 印

DV被害者のための公営住宅目的外使用計画について

標記について、下記により承認願いたく申請する。

記

1 目的外使用の対象とする犯罪被害者等

2 DV被害者のために目的外使用することが必要な戸数及びその根拠

3 目的外使用に係る期間

4 目的外使用に係る団地名等

団地名	所在地	建設年度	団地総戸数	使用戸数	補助金交付年度	備考(最近の応募倍率)

5 事業主体における公営住宅の過去3カ年の応募状況等

年度	募集戸数	応募倍率	備考

(注) 募集戸数は、当該年度における新築及び既存住宅に係る募集戸数である。

6 事業主体における公営住宅の空家戸数等

(平成 年月日現在)

公営住宅管理戸数	公営住宅空家戸数	公営住宅空家率	備考
戸	戸	%	

(注) 空家戸数には、建替を控えたいわゆる政策空家を除く長期空家（1年以上入居者を募集しているにもかかわらず入居のない空家）の戸数を計上すること。

7 DV被害者に対する主な目的外使用の条件

8 目的外使用料について

別記様式2

番年 月 号日

〇〇地方整備局長 殿

事業主体の長 氏 名印

DV被害者による公営住宅の目的外使用の報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

公営住宅の目的外使用						備 考
団地名	所在地	戸数	開始 年月日	使用期間	使用料	